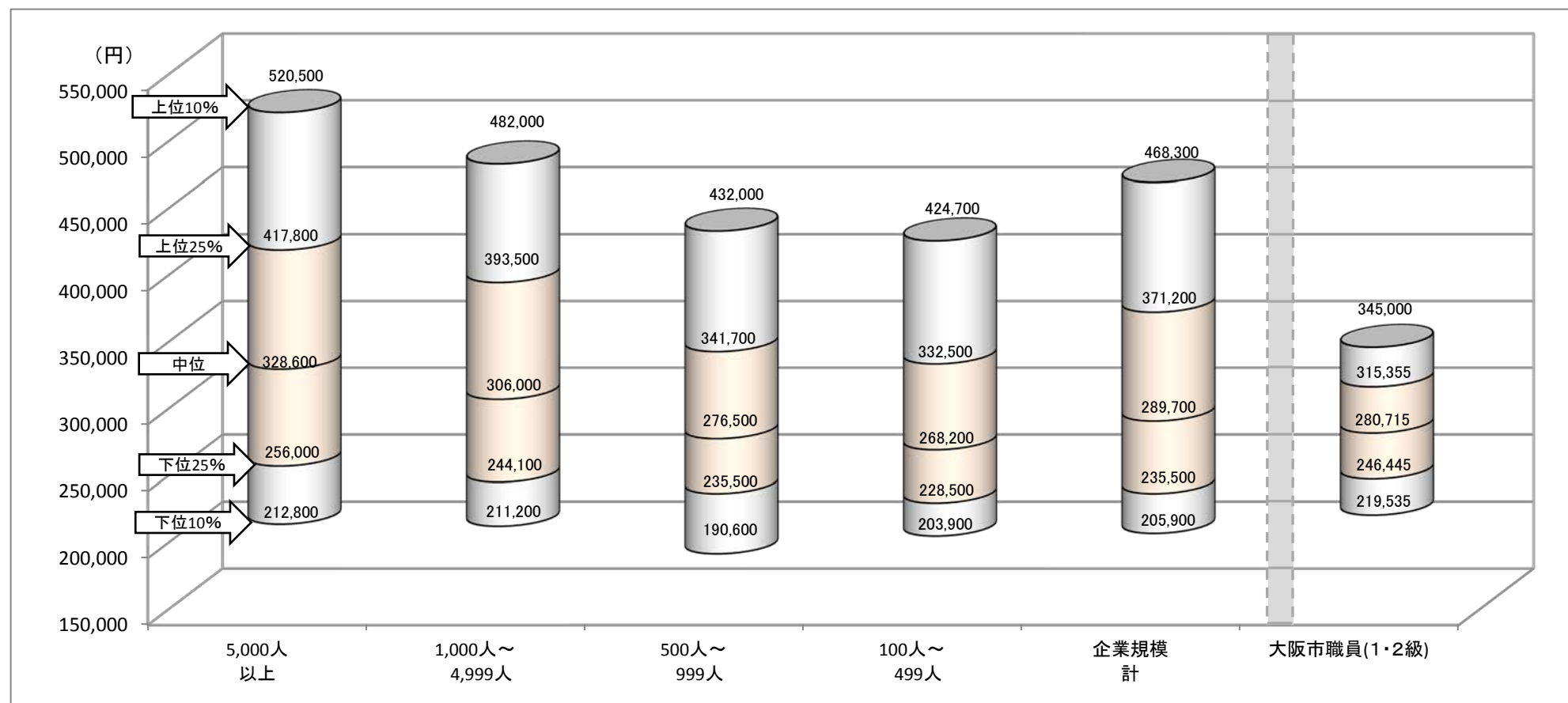


8 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【非役職者】



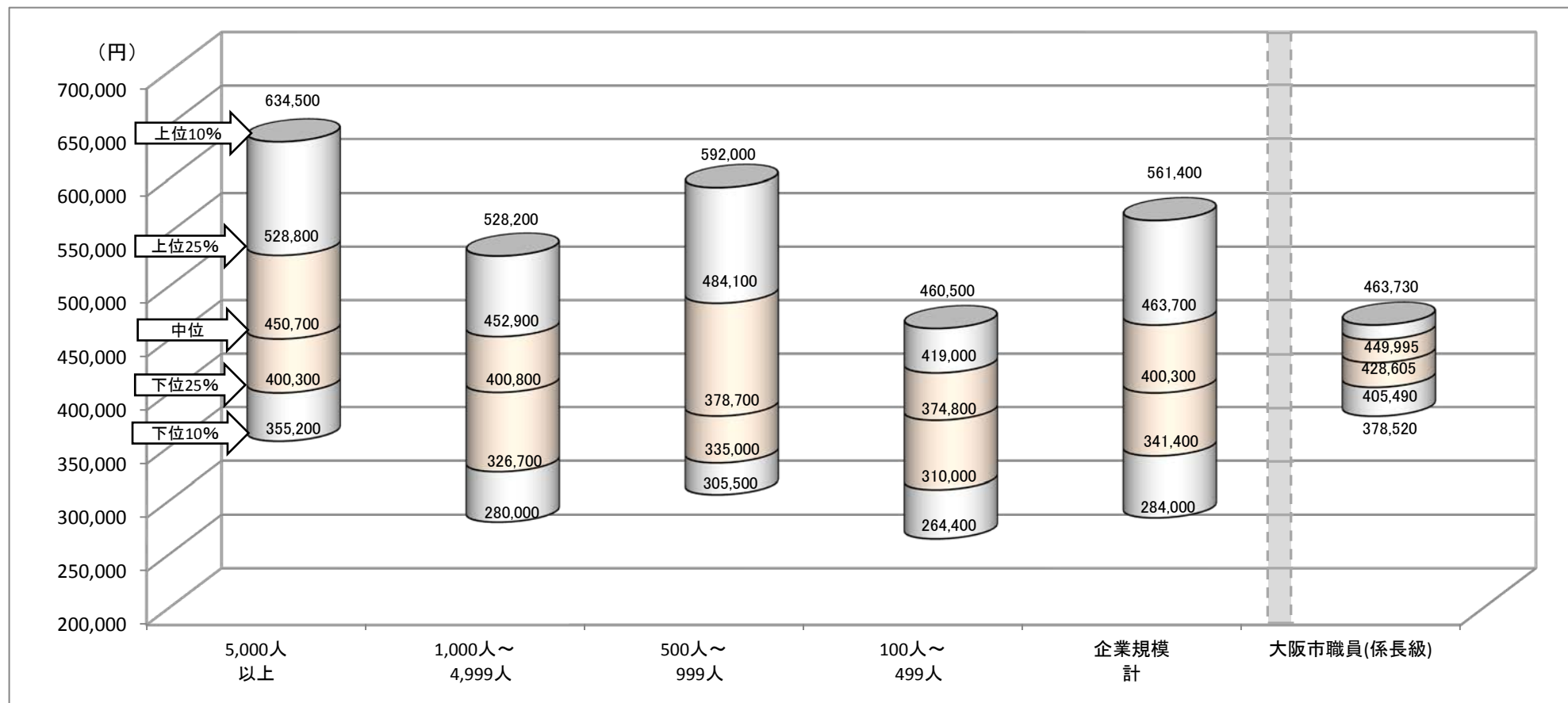
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(1・2級)
上位10%	520,500円	482,000円	432,000円	424,700円	468,300円	345,000円
上位25%	417,800円	393,500円	341,700円	332,500円	371,200円	315,355円
中位	328,600円	306,000円	276,500円	268,200円	289,700円	280,715円
下位25%	256,000円	244,100円	235,500円	228,500円	235,500円	246,445円
下位10%	212,800円	211,200円	190,600円	203,900円	205,900円	219,535円

(注)1.実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成23年から平成25年までの3年間の調査データで算出した。

2.本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。(平成26年4月現在)

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与額を示したものです。
例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

9 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【係長級】



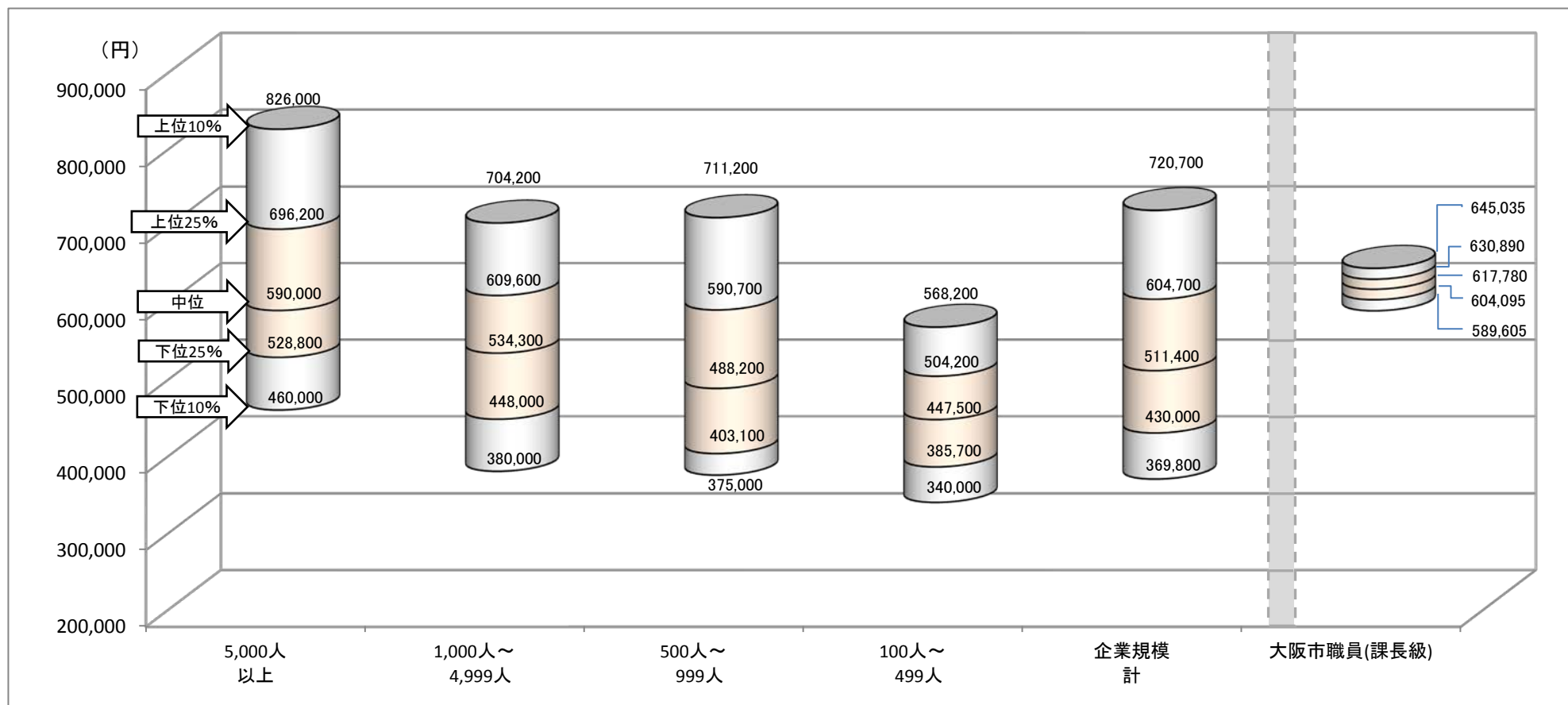
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(係長級)
上位10%	634,500円	528,200円	592,000円	460,500円	561,400円	463,730円
上位25%	528,800円	452,900円	484,100円	419,000円	463,700円	449,995円
中位	450,700円	400,800円	378,700円	374,800円	400,300円	428,605円
下位25%	400,300円	326,700円	335,000円	310,000円	341,400円	405,490円
下位10%	355,200円	280,000円	305,500円	264,400円	284,000円	378,520円

(注)1.実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成23年から平成25年までの3年間の調査データで算出した。

2.本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。(平成26年4月現在)

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与額を示したものです。
例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

10 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【課長級】



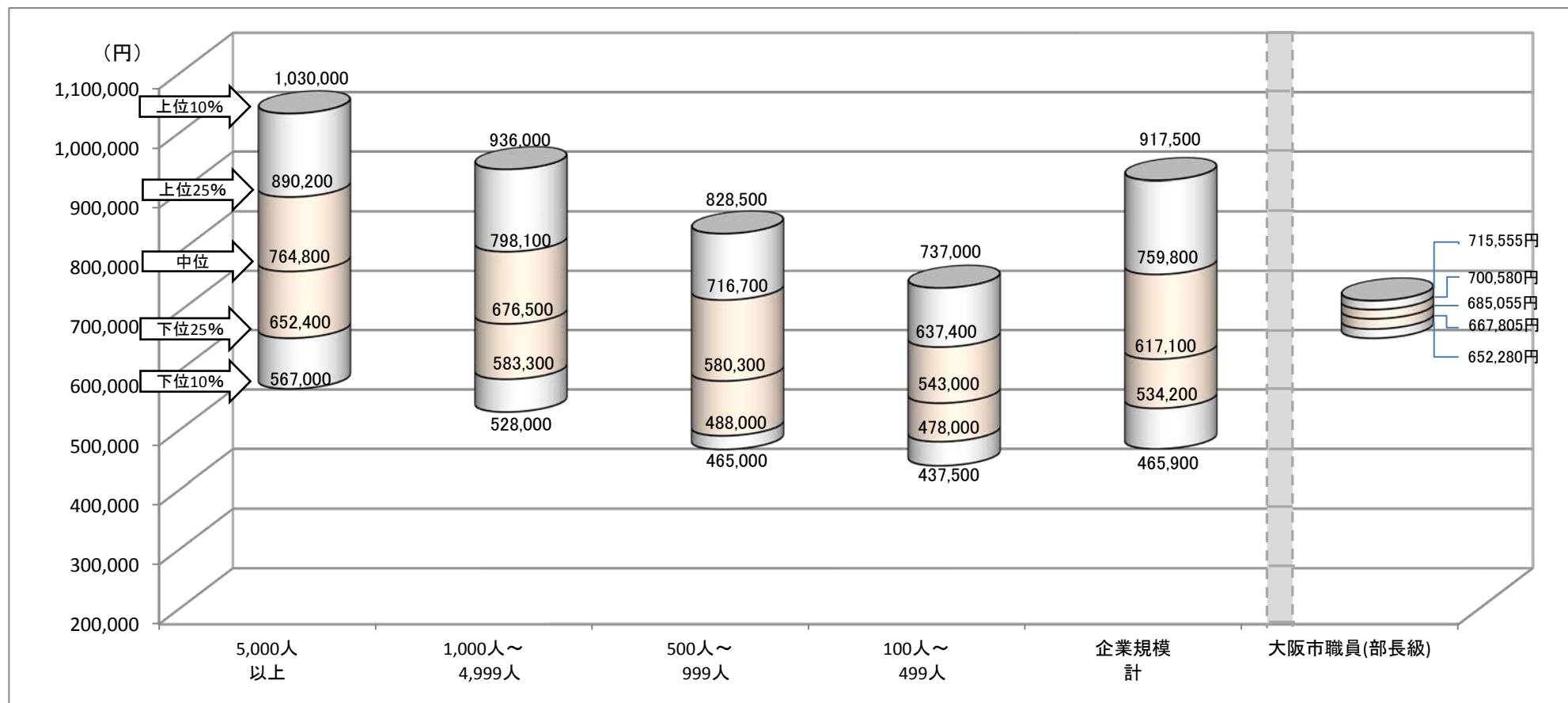
企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(課長級)
上位10%	826,000円	704,200円	711,200円	568,200円	720,700円	645,035円
上位25%	696,200円	609,600円	590,700円	504,200円	604,700円	630,890円
中位	590,000円	534,300円	488,200円	447,500円	511,400円	617,780円
下位25%	528,800円	448,000円	403,100円	385,700円	430,000円	604,095円
下位10%	460,000円	380,000円	375,000円	340,000円	369,800円	589,605円

(注)1.実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成23年から平成25年までの3年間の調査データで算出した。

2.本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。(平成26年4月現在)

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与額を示したものです。
例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

11 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の分布状況【部長級】



企業規模	5,000人以上	1,000人～4,999人	500人～999人	100人～499人	企業規模計	大阪市職員(部長級)
上位10%	1,030,000円	936,000円	828,500円	737,000円	917,500円	715,555円
上位25%	890,200円	798,100円	716,700円	637,400円	759,800円	700,580円
中位	764,800円	676,500円	580,300円	543,000円	617,100円	685,055円
下位25%	652,400円	583,300円	488,000円	478,000円	534,200円	667,805円
下位10%	567,000円	528,000円	465,000円	437,500円	465,900円	652,280円

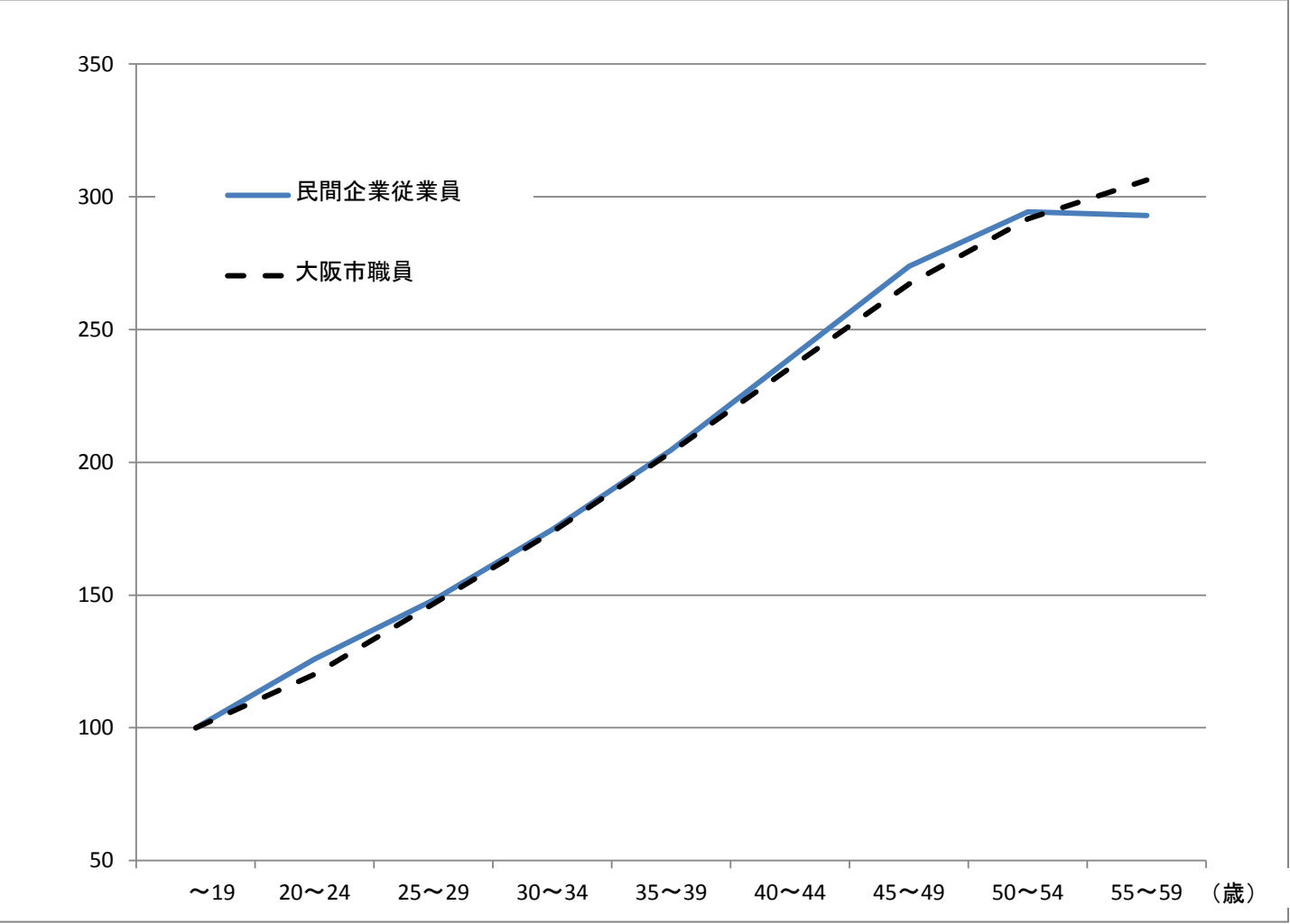
(注)1.実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について、平成23年から平成25年までの3年間の調査データで算出した。

2.本市職員の給与は、行政職給料表適用者の、給与減額措置前の給料月額、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当基礎額の合計額。(平成26年4月現在)

※ 調査結果を給与額の高い方から順にならべた場合に、上位10%・上位25%・中位・下位25%・下位10%に該当する者の給与額を示したものです。
例えば、上位10%は高い方から数えて全体の10分の1番目に該当する者の給与額、中位は高い方から数えて全体の2分の1番目に該当する者の給与額です。

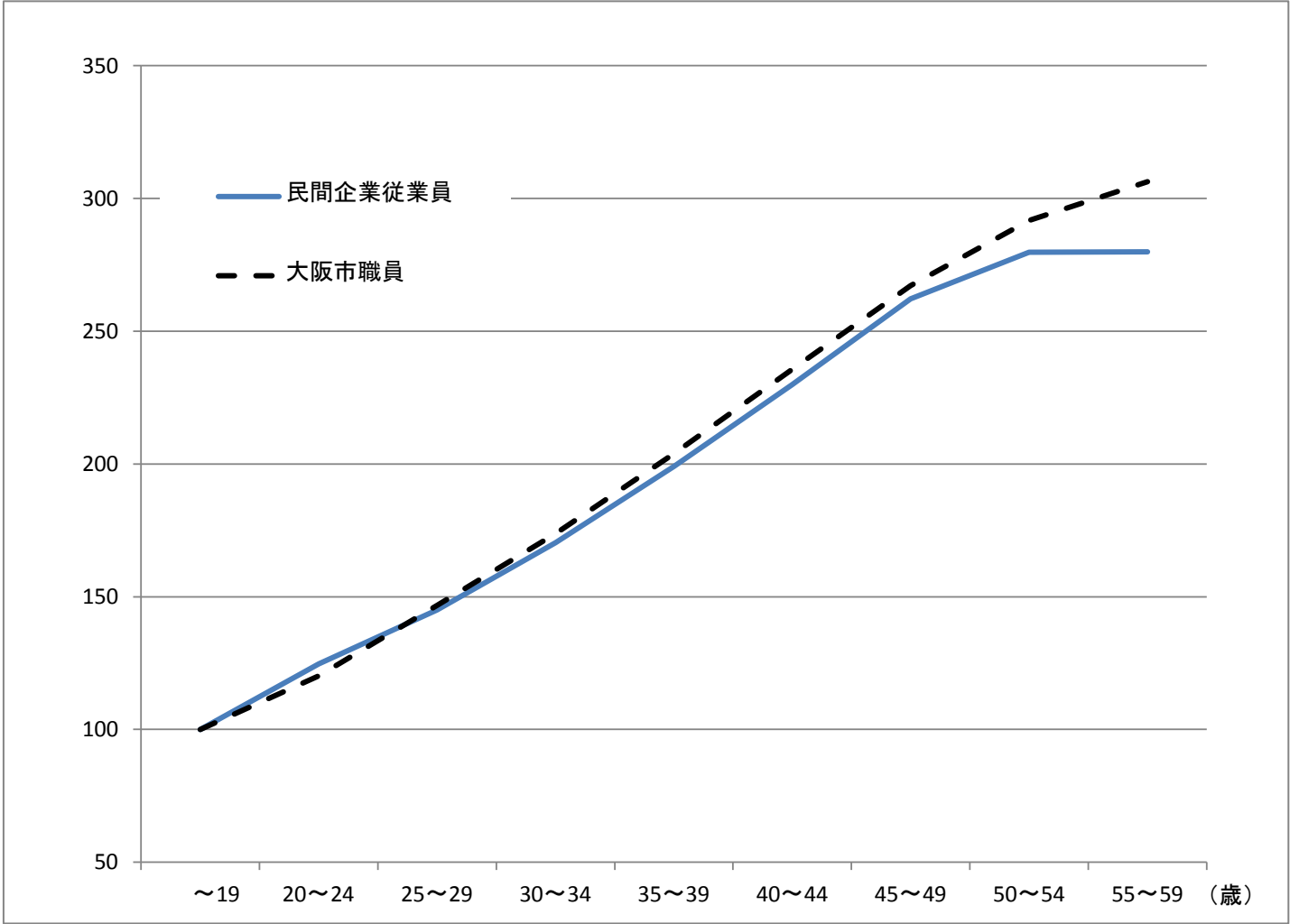
12 民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の所定内給与の傾向

事務・技術関係職種 全職階
企業規模100人以上



年齢階層	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
民間企業従業員	100	126.0	148.1	174.8	204.7	239.3	273.9	294.3	293.0
大阪市職員	100	120.2	146.7	173.7	203.9	235.7	267.1	291.7	306.3

事務・技術関係職種 全職階
企業規模10人以上



年齢階層	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
民間企業従業員	100	124.6	145.0	170.3	199.1	229.8	262.2	279.7	279.9
大阪市職員	100	120.2	146.7	173.7	203.9	235.7	267.1	291.7	306.3

(注) 1. 実労働日数が15日以上的一般労働者で、雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象とし、平成23年から平成25年までの3年間の調査データで算出した。
2. 「～19歳」の平均給与を100とした指数を表している。

13 大阪市職員と民間企業従業員（賃金構造基本統計調査）の給与水準の比較

○給与減額措置前

大阪市職員 【行政職給料表適用者】	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			係員級(大学卒) ※主務除く		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
	53～55歳	30～32年	686,940円	51～53歳	28～30年	627,094円	39～41歳	16～18年	394,474円	29～31歳	6～8年	270,905円

1. 給与額欄は、平成26年4月1日現在の、給与減額措置前の給料月額・扶養手当・管理職手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当基礎額の合計額。

民間企業従業員 (企業規模)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	890,826円	51～53歳	28～30年	683,788円	39～41歳	16～18年	496,393円	29～31歳	6～8年	334,385円
1,000～4,999人の企業			757,553円			615,413円			460,591円			305,915円
500～999人の企業			672,893円			537,728円			416,919円			267,665円
100～499人の企業			540,509円			501,639円			372,178円			268,642円

1. 給与額欄は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。
2. 一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に平成23年から平成25年までの3年間の調査データから算出した。
3. 実労働日数が15日未満の者は除いて集計。

差引 (市職員－民間企業従業員)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 203,886円	51～53歳	28～30年	▲ 56,694円	39～41歳	16～18年	▲ 101,919円	29～31歳	6～8年	▲ 63,480円
1,000～4,999人の企業			▲ 70,613円			11,681円			▲ 66,117円			▲ 35,010円
500～999人の企業			14,047円			89,366円			▲ 22,445円			3,240円
100～499人の企業			146,431円			125,455円			22,296円			2,263円

※年齢及び勤続年数は、「平成25年職員の給与に関する報告及び勧告」の参考資料「第40表 民間企業従業員及び本市職員のモデル給与例」と同様の階層を設定しています。

○給与減額措置後

大阪市職員 【行政職給料表適用者】	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			係員級(大学卒) ※主務除く		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
	53～55歳	30～32年	626,678円	51～53歳	28～30年	571,702円	39～41歳	16～18年	371,540円	29～31歳	6～8年	260,590円

1. 給与額欄は、平成26年4月1日現在の、給与減額措置後の給料月額・扶養手当・管理職手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当基礎額の合計額。
2. 給与減額措置として、給料月額(局長級▲14%、部長級・課長級・課長代理級▲11.5%、係長級以下▲3%～▲9%)及び管理職手当(▲5%)の減額が実施されている。

民間企業従業員 (企業規模)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	890,826円	51～53歳	28～30年	683,788円	39～41歳	16～18年	496,393円	29～31歳	6～8年	334,385円
1,000～4,999人の企業			757,553円			615,413円			460,591円			305,915円
500～999人の企業			672,893円			537,728円			416,919円			267,665円
100～499人の企業			540,509円			501,639円			372,178円			268,642円

1. 給与額欄は、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いた金額。
2. 一般労働者で雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者を対象に平成23年から平成25年までの3年間の調査データから算出した
3. 実労働日数が15日未満の者は除いて集計

差引 (市職員－民間企業従業員)	部長級(大学卒)			課長級(大学卒)			係長級(大学卒)			非役職者(大学卒)		
	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額	年齢	勤続年数	給与額
5,000人以上の企業	53～55歳	30～32年	▲ 264,148円	51～53歳	28～30年	▲ 112,086円	39～41歳	16～18年	▲ 124,853円	29～31歳	6～8年	▲ 73,795円
1,000～4,999人の企業			▲ 130,875円			▲ 43,711円			▲ 89,051円			▲ 45,325円
500～999人の企業			▲ 46,215円			33,974円			▲ 45,379円			▲ 7,075円
100～499人の企業			86,169円			70,063円			▲ 638円			▲ 8,052円

※年齢及び勤続年数は、「平成25年職員の給与に関する報告及び勧告」の参考資料「第40表 民間企業従業員及び本市職員のモデル給与例」と同様の階層を設定しています。

14 給与勧告の手順

職種別民間給与実態調査(5～6月)

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を人事院、大阪府人事委員会等と共同で実地調査 大阪市内447事業所(母集団2,771事業所)

事業所別調査

従業員別調査

・給与改定の状況
・各種手当の支給状況
・退職後の継続雇用制度状

・ボーナス
(前年8月～
当年7月)

・4月分の給与
(新規採用者除く・民間従業員18,600人)
・初任給月額

大阪市職員と民間
のボーナスの支給
月数を比較する。

本委員会は、給
与額の上下2.5%
ずつ、合わせて
5%のデータを公
民比較の対象か
ら除外する。

民間と大阪市職員(行政職給料表)の給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を
ラスパイレス方式により比較(公民較差の算出)する。

大阪市職員実態調査

一般職の職員(臨時的任用職員、派遣職員、府費負担の教職員等を除く。)を調査

4月分の給与
(新規採用者除く・行政職給料表適用者)

情勢適応の原則(民間準拠)

生計費
経済・雇用情勢

給料表及び諸手当制度等の検討

国、他都市の状況

給与に関する報告及び勧告

市長

勧告の内容、条例改正等を検討

条例案提出

議会

条例案の審議

15 公民比較の方法（ラスパイレス比較）

